特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例) に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務				
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する申告特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。 【具体的な事務】・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管・申告特例を求めた者の住所地の市区町村に対する申告特例通知書の作成、送付				
③システムの名称	表計算ソフト、eLTAXシステム、ふるさと納税管理システム、オンライン申請アプリ				
2. 特定個人情報ファイル					
申告特例希望者ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、第4項及び別表の24の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令 第16条(地方税法関係)」 ・地方税法附則第7条第5項、第12項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部総務課				
②所属長の役職名	総務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務部総務課総務担当 住所 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話 03-5744-1139				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務部総務課総務担当 住所 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話 03-5744-1139				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		€満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1重点項目評価書	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じたり	、手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		Į.]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		O]接続しない(入手)	〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	寄附者から提出されたワンストップ特例申請で不備があった場合は、寄附者に不備箇所の通知を行い、不備の解消に努めるなど、特定特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分」であると考えられる。			

9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する	收育•啓発				
従業者に対する教育・問	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高	いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考える対策	[4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	委託先における取扱い状況を写真等で確認し、取扱の実施状況を確認するとともに、打合せを実施し、 安全管理措置が適正に実施されていることを確認している。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第27号)第9条第1項、第3項及び別表の24の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、第4項及び別表の24の項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税法関係)」・地方税法附則第7条第5項、第12項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法改正対応)
令和7年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	表計算ソフトによる管理	表計算ソフト、eLTAXシステム、ふるさと納税管 理システム、オンライン申請アプリ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの追加)
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定の再実施)
	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定の再実施)
令和7年10月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	空欄	十分である	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(新規記載)
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載)
令和7年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	項目追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載)